

装プ航第3278号
令和6年2月29日
一部改正 装プ航第5785号
令和6年3月29日
一部改正 装プ空第9108号
令和7年5月12日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛装備庁長官
(公印省略)

整備組織の要件について（通知）

標記について、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）第30条第1項の規定に基づき、別冊のとおり定め、令和6年3月1日から施行することとしたので通知する。

添付書類：別冊

配布区分：長官官房各装備官、長官官房各装備開発官、プロジェクト管理部長
、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、施設等機関の長

写送付先：防衛大学校長

JMAR145
整備組織の要件

令和 7 年 5 月 1 2 日
(第 3 版)

JMAR145 改正履歴

版数	年月日	内容
初版	令和 6 年 2 月 2 9 日 (令和 6 年 3 月 1 日施行)	・新規制定 ・EMAR145 edition 1.2 を参考に作成した。
第 2 版	令和 6 年 3 月 2 9 日 (令和 6 年 4 月 1 日施行)	・防衛装備庁の内部組織の改編に伴い改正した。
第 3 版	令和 7 年 5 月 1 2 日 (令和 7 年 5 月 1 2 日施行)	・誤記訂正その他の軽微な修正をした。

目次

趣旨

用語等

雑則

145. A. 10 適用範囲

145. A. 15 申請

145. A. 20 承認の条件 (Terms of approval)

145. A. 25 施設の要件

145. A. 30 人員の要件

145. A. 35 整備作業完了証明員

145. A. 40 器材、工具及び資材

145. A. 42 構成品の受入れ

145. A. 45 整備資料

145. A. 47 整備計画

145. A. 48 整備の実施

145. A. 50 整備の証明

145. A. 55 整備の記録

145. A. 60 事象発生報告

145. A. 65 安全及び品質管理の方針並びに整備手順及び品質管理システム

145. A. 70 整備組織解説 (MOE)

145. A. 75 承認整備組織の特権

145. A. 80 承認整備組織に関する制限

145. A. 85 承認整備組織の変更

145. A. 90 承認の継続的な有効性

145. A. 95 当局による承認整備組織に関する指摘事項

附属書1 使用可能保証書 (JMAR様式1)

附属書2 承認整備組織の種類 (class) 及び限定 (rating)

附属書3 JMAR様式3

附属書4 (不適用)

趣旨

このJMAR145は、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）を実施するため、整備組織の要件について、欧州防衛庁（European Defence Agency）のMilitary Airworthiness Authorities Forumが承認したEuropean Military Airworthiness Requirement 145（以下「EMAR145」という。）を踏まえて制定したものである。

用語等

- (a) 「整備組織」とは、承認整備組織（Approved Maintenance Organisation（AMO））及び承認整備組織としての承認を求める組織をいう。
- (b) 「当局」とは、防衛大臣をいう。
- (c) 「ベース整備」（Base Maintenance）とは、ライン整備以外の整備をいう。
- (d) 「ライン整備」（Line Maintenance）とは、航空機が可動状態にある間に実施される限定的な整備をいう。
- (e) 「耐空性維持管理組織」（Continuing Airworthiness Management Organisation（CAMO））には、自衛隊及び契約相手方等の組織を含む。
- (f) 「運用組織」とは、航空機を運用する組織をいう。
- (g) 「一」は、EMAR145に規定があるものの、JMAR145の規定としては採用しないことを意味する。
- (h) 「不適用」は、EMAR145に「NOT APPLICABLE」と記載されているものに対応する。
- (i) JMAR145において項目を細分する場合は、次の順序の例により見出し符号を付ける。
 - 145. A. 1 (a) 1. (i)
- (j) JMAR145において使用する用語は、(a)から(f)までに掲げるもののほか、訓令及び航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について（装ブ航第3275号。令和6年2月29日）において使用する用語の例による。

雑則

- (a) このJMAR145の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）が別に定める。
- (b) 訓令の実施に関し、このJMAR145により難しい場合には、長官が適当と認める方法によることができる。
- (c) このJMAR145に関し疑義が生じた場合、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）付耐空性監査室に照会するものとする。この場合において、EMAR145を参照した上で、照会するものとする。

145. A. 10 適用範囲

JMAR145は、航空機及び構成品の整備をするための承認を受け、又はその承認を継続するために、整備組織が満たすべき要件を定める。

その他手続の細部事項は、欧州防衛庁が承認したEMAR145 AMC（Acceptable Means of Compliance） & GM（Guidance Material）を参考にすること。

幕僚長等は、自衛隊以外の整備組織に委託する場合には、このJMAR145に定める整備組織に関する事項について、当該整備組織が適切に履行することができるように契約により担保しなければならない。

145. A. 15 申請

航空機及び構成品の整備組織の承認又はその変更の申請は、整備組織承認申請書（JMAR様式2a）を当局に提出することにより行わなければならない。

145. A. 20 承認の条件（Terms of approval）

整備組織は、整備組織解説（Maintenance Organisation Exposition（MOE））において、承認の対象となる業務の範囲を明示しなければならない（附属書2には、種類（class）及び限定（rating）の関係表を含む。）。

（注）承認の条件は、整備組織承認書（JMAR様式3）に記載される。

145. A. 25 施設の要件

整備組織は、次のことを保証しなければならない。

- (a) 全ての計画された作業に適した施設が提供され、特に、気象状況から保護されること。周辺環境及び作業区域が汚染されることがないように、専用の作業場及び区画が適切に隔離されていること。
 - 1. 航空機のベース整備については、計画されたベース整備を行う航空機を格納するために利用可能で十分な広さを備えた格納庫を有すること。
 - 2. 構成品の整備については、計画された整備を行う構成品を収容するのに十分な広さを備えた作業場を有すること。
- (b) (a)に示す計画された作業及びJMAR145. A. 35に定める整備作業完了証明員（Certifying Staff。以下「証明員」という。）を管理するための事務所施設があること。当該施設は、証明員が航空機整備の水準の向上に資するような方法で、定められた任務を実施できるものである。
- (c) 航空機の格納庫、構成品の作業場及び事務所施設を含む作業環境が、実施される作業及び特に遵守すべき特殊な要件に対して適切なものであること。作業環境は、特別の作業を実施するための環境により別の方法が求められる場合を除き、整備員の作業効率を損なわない環境でなければならない。
 - 1. 温度は、整備員が過度な不便を強いられることなく作業を実施できるよう、適切に維持されなければならない。
 - 2. 粉じんその他の空気中の汚染は、最低限に抑えられ、作業区域内では、航空機及び構成品の表面において目に見える水準に達することがないようにしなければならない。粉じんその他の空気中の汚染が表面において目に見える水準に達した場合には、作業の実施に適した環境に回復されるまで、影響を受けやすい全てのシステムを密封すること。
 - 3. 照明は、各検査及び整備が効果的に行われることを保証するものでなければならない。
 - 4. 騒音により、検査業務が妨げられることがあってはならない。騒音源を管理することが現実的でない場合には、騒音の影響を受ける者は、検査業務の遂行を妨げる過度の騒音を防止するために必要な個人装具を提供されること。
 - 5. 特定の整備作業が、1. から4. までに示すものとは異なる特殊な環境条件の適用を必要とする場合には、当該条件が遵守されなければならない。
なお、特殊な環境条件は、整備資料（maintenance data）に記載されている。
 - 6. ライン整備のための作業環境は、特定の整備又は検査の業務を不当に妨げられることがなく実施できる環境でなければならない。このため、温度、湿度、ひょう、氷、雪、風、光、粉じんその他空気中の汚染について、作業環境が許容できない水準まで悪化した場合には、満足できる状態に回

復するまで特定の整備又は検査の業務が中断されなければならない。

- (d) 構成品、器材、工具及び資材について、安全な保管施設が提供されなければならない。保管状況については、使用可能な構成品並びに資材と使用不能な航空機の構成品、器材、工具及び資材を分けること。保管条件は、保管品の劣化や損傷を防ぐため、製造者の指示に従わなければならない。保管施設への立入りは、当該施設を管理する者の許可を受けた者に限定されなければならない。

145. A. 30 人員の要件

- (a) 整備組織は、全ての整備が、JMAR145の要求する基準に従って実施されることを保証する権限 (corporate authority) を有する整備組織最高責任者 (Accountable Manager) を指名しなければならない。整備組織最高責任者は、次のことを行わなければならない。
1. 整備組織としての承認を維持するため、JMAR145. A. 65の (b) に従って整備を完了するために必要な全ての資源を利用可能とすること。
 2. JMAR145. A. 65の (a) に定める安全及び品質管理に関する方針を定め、推進すること。
 3. JMAR145に対する基本的な理解を示すこと。
- (b) 整備組織は、整備組織がJMAR145に適合することを保証する責任を有する整備責任者を指名しなければならない。整備責任者は、最終的に、整備組織最高責任者に対して責任を負わなければならない。
1. 整備責任者は、整備組織の整備管理体制を代表し、JMAR145に定める全ての整備に係る機能に責任を負わなければならない。
 2. —
 3. 整備責任者は、航空機又は構成品の整備に関する知識、経歴及び十分な経験を有し、かつ、JMAR145に関する実践的な知識を有しなければならない。
 4. 整備責任者が長期にわたり不在となる場合の代理者を明確にする手順が定められていなければならない。
- (c) 整備組織最高責任者は、JMAR145. A. 65の (c) が要求する報告制度 (feedback system) を含む品質管理システムを監視する責任を有する品質管理責任者を指名しなければならない。整備組織最高責任者が品質及び適合性の問題について適切に報告を受けることを保証するため、品質管理責任者は、整備組織最高責任者に対し直接報告することができなければならない。
- (d) 整備組織は、当局の承認に従って、計画を立案し、実施し、監督し、及び検査し、並びに品質を監視するための十分な能力を有する者がいることを示す整備工数計画 (maintenance man-hour plan) を定めなければならない。整備組織は、特定の勤務シフト又は勤務期間における実作業員が計画人数よりも少ない場合に、実施予定の業務を再評価する手順を定めなければならない。
- (e) 整備組織は、整備組織解説に明示し、当局が承認した手順及び基準に従って、整備、管理及び必要に応じ品質監査又はそのいずれかに携わる者の能力を構築及び管理しなければならない。構築及び管理すべき能力には、各人員の職務機能に関連する専門知識に加え、各人員の職務機能に適したヒューマン・ファクターズ (human factors) 及びヒューマン・パフォーマンス (human performance) の課題に関する理解を含めなければならない。
- 「ヒューマン・ファクターズ」とは、航空機等の設計、証明、訓練、運用及び整備に適用される原則であって、ヒューマン・パフォーマンスを適切に

考慮することにより、人間と他のシステム構成品との間の安全なインターフェースを追求する原則をいう。

「ヒューマン・パフォーマンス」とは、航空機の運航の安全性や効率性に影響を及ぼす人間の能力やその限界をいう。

- (f) 整備組織は、航空機の構造又は構成品の非破壊試験を実施する者が、当局が認める欧州基準又はこれと同等の基準に従って、特定の非破壊試験のための適切な資格を有することを保証しなければならない。その他の専門的な作業を行う者も、当局が認める基準に従って、適切な資格を有さなければならない。

1. —

- (g) 航空機の整備を行う整備組織は、(j)に定める場合を除き、航空機のライン整備を行う場合には、航空機の型式に応じた適切な証明員を配置しなければならない。

- (h) 航空機の整備を行う整備組織は、(j)に定める場合を除き、次のことを行わなければならない。

1. 航空機のベース整備を行う場合には、航空機の型式に応じた適切な証明員を配置しなければならない。

(i) 証明員は、整備作業完了証明の前に、全ての関連する整備作業が要求される水準に従って行われたことを保証しなければならない。

(ii) —

(iii) 証明員は、特定のベース整備点検又は作業パッケージの中において、(i)の規定に適合し、かつ、全ての作業が完了したことを保証しなければならない。完了しなかった全ての作業について、その速やかな完了を要求するか又は別の特定の点検若しくは期限までの延期を適切な耐空性維持管理組織と合意するかを判断するため、その影響を評価しなければならない。

2. (不適用)

- (i) 構成品の証明員は、整備組織解説に定める手順に従い、その適切な能力、訓練及び経験に基づき、整備組織によって認定されなければならない。

- (j) (g)及び(h)にかかわらず、整備組織は、次の項目に従い資格を認定された証明員を使用することができる。

1. (不適用)

2. (不適用)

3. 航空機乗組員が飛行前に繰り返し実施することを求める耐空性を改善するための指示 (Airworthiness Directive) について、整備組織は、機長及び機上整備員又はそのいずれかの者に対し、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令 (昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明訓令」という。) 第3条に規定する航空従事者技能証明 (以下「航空従事者技能証明」という。) を有することをもって、限定的な整備作業完了証明の権限 (certification authorisation) を付与することができる。この場合において、整備組織は、耐空性を改善するための指示を要求される水準で達成できるよう、当該機長又は当該機上整備員に十分に実践的な訓練を施さなければならない。

4. 支援基盤を有する場所から離れた場所 (外国等の遠隔地) で運用される航空機の場合には、整備組織は、特定の任務を要求される水準で達成できることを保証するため、十分に実践的な訓練が施されることを条件として、機長及び機上整備員又はそのいずれかの者に対し、航空従事者技能証明を有することをもって、限定的な整備作業完了証明の権限を付与すること

ができる。本規定に係る詳細は、整備組織解説に記載されなければならない。

5. 主要運用基地（main base）以外の場所で、適切な証明員がおらず、航空機を出発させることができない不測の状況においては、整備組織は、次のいずれかの者に対し、1回限りの整備作業完了証明の権限を付与することができる。

(i) 同様の技術、構造及びシステムを有する他の型式の航空機の証明員に認定されている者のうち1名

(ii) 5年以上の整備経験を有し、当該航空機の航空従事者技能証明を有する者。ただし、当該場所にJMAR145の下で適切に承認された整備組織が存在せず、当該場所で臨時に支援する整備組織が実際に整備に当たる者の整備経験の証拠及び技能証明訓令第5条第1項の航空従事者技能証明書の写しを入手し、保存することを条件とする。

この5.により1回限りの整備作業完了証明の権限を付与された場合、当該権限を付与された日の翌日から起算して7日以内に、整備組織は発生事案を当局に報告しなければならない。1回限りの整備作業完了証明の権限を付与した整備組織は、飛行の安全に影響を及ぼす可能性のある当該整備がJMAR145の下で適切に承認された整備組織によって再点検されることを保証しなければならない。

- (k) 武装、救命装備、脱出システムその他の自衛隊機固有のシステムに関して実施される機体搭載状態における整備を証明するため、航空機を整備する整備組織は、適切な資格を有する証明員を十分に確保しなければならない。

145. A. 35 整備作業完了証明員

- (a) JMAR145. A. 30の(g)及び(h)の適切な要件に加え、整備組織は、証明員が整備組織の関連する手順とともに、整備される関連航空機及び関連構成品に係る十分な理解を有していることを保証しなければならない。証明員については、整備作業完了証明の権限の付与又は再付与の前に十分な理解を有していることが確認されなければならない。

1. —

2. 「関連航空機及び関連構成品」とは、個々の整備作業完了証明の権限において特定される航空機及び構成品をいう。

3. 「整備作業完了証明の権限（certification authorisation）」とは、承認整備組織が証明員に対して付与する権限であって、証明員が、付与された権限に課された制限の範囲内で、承認整備組織を代表して整備作業完了証明を行うことができることをいう。

- (b) JMAR145. A. 30の(j)に掲げる場合を除き、整備組織は、次に掲げる要件を満たした者又は当局が同等以上の能力を有すると認めた者にのみ、証明員としての整備作業完了証明の権限を付与することができる。

証明員の種類	要件
航空機の実備又は改造に係る証明員	証明業務に対応した技能証明訓令第3条第4項の整備士の航空従事者技能証明を有し、航空機の実備又は改造について3年以上の経験（自衛隊の実備組織以外の整備組織における経験を含む。）を有すること。
構成品の修理又は改造に係る証明員	証明業務に対応した技能証明訓令第3条第4項の整備士の航空従事者技能証明を有し、構成品の修理又は改造について3年以上の経験（自衛隊の実

備組織以外の整備組織における経験を含む。)を有すること。

整備組織は、JMAR145の該当する規定への適合性が証明されたと判断した場合に、証明員に整備作業完了証明の権限を付与する。

(c) 整備組織は、全ての証明員が、連続する2年間のうち少なくとも6か月間、関連する航空機又は構成品の実際の整備に従事することを保証しなければならない。

この(c)において、「関連する航空機又は構成品の実際の整備に従事する」とは、証明員が、航空機又は構成品の整備環境において作業することに加え、整備作業完了証明の権限を行使したこと又は整備作業完了証明の権限の付与において特定される型式若しくはグループの航空機若しくはその構成品の少なくとも一部の整備を実施したことをいう。

(d) 整備組織は、全ての証明員が、関連する技術、整備組織の手順及びヒューマン・ファクターズの問題の最新の知識を有することを保証するため、証明員が2年ごとに十分な技能維持訓練を受けることを確保しなければならない。

(e) 整備組織は、JMAR145の下で証明員に整備作業完了証明の権限を付与する前提として、JMAR145. A. 35の関係する規定への適合性を保証する手順を含め、証明員のための技能維持訓練の計画を定めなければならない。

(f) JMAR145. A. 30の(j)5. に定める不測の状況に該当する場合を除き、整備組織は、JMAR145の下での整備作業完了証明の権限の付与又は再付与に先立ち、組織解説に定める手順に従って、予定される証明業務を実施するための能力、資質及び力量について、全ての証明員の候補者を評価しなければならない。

(g) (a)、(b)、(d)及び(f)の条件並びに該当する場合には(c)の条件が証明員の候補者によって満たされた場合には、整備組織は、権限の範囲及び制限を明確に定めた整備作業完了証明の権限を付与しなければならない。整備作業完了証明の権限の付与の有効性の継続は、(a)、(b)及び(d)の条件並びに該当する場合には(c)の条件に適合し続けるか否かによる。

(h) 整備作業完了証明の権限は、証明員自身及び整備作業完了証明の権限の検査をする権限を与えられた者に対し、その範囲が明確になるような様式にしなければならない。整備組織は、範囲を特定するために略語が使われる場合には、略語集が容易に利用できるようにしなければならない。

この(h)でいう「権限を与えられた者」とは、当局の者をいう。

(i) 整備組織は、整備組織を代表して証明員に整備作業完了証明の権限を付与する責任を有する者を指名しなければならない。指名された者は、整備組織解説に定める手順に従って、実際に整備作業完了証明の権限の付与又は取消しを行う者として、別の者を指名することができる。

(j) 整備組織は、全ての証明員の記録を保存しなければならず、この記録には、次の事項を含めなければならない。

1. 航空従事者技能証明の詳細
2. 完了した全ての関連する訓練
3. 該当する場合は、付与された整備作業完了証明の権限の範囲
4. 限定的又は1回限りの整備作業完了証明の権限を付与された者の詳細

整備組織は、証明員が整備組織を離れた後又は整備作業完了証明の権限が取り消された後、少なくとも3年間、当該記録を保存しなければならず、かつ、証明員の求めに応じて、当該証明員が整備組織を離れる際に、これらの

記録の写しを証明員に提供しなければならない。

証明員は、要請を行うことにより、自らの個人記録を確認することができる。

- (k) 整備組織は、書面又は電子データにより認定証明の写しを証明員に交付しなければならない。
- (l) 証明員は、当局から要請を受けた後 7 2 時間以内に整備作業完了証明の権限の写しを当局に提示しなければならない。
- (m) 証明員の年齢は、2 1 歳以上でなければならない。
- (n) —
- (o) —

145. A. 40 器材、工具及び資材

(a) 整備組織は、承認された業務の範囲の作業を行うために必要な器材、工具及び資材を利用することができる状態にしなければならない。かつ、これらを利用しなければならない。

1. 航空機又は構成品の製造者が特定の器材又は工具を指定する場合、整備組織は、代替の器材又は工具の使用について、整備組織解説に定める手順を通して当局が同意しない限り、当該器材又は工具を使用しなければならない。
2. 器材及び工具は、使用頻度が非常に低く常に利用可能としておく必要がない場合を除き、常に利用可能でなければならない。このような場合の詳細については、整備組織解説に定めなければならない。
3. ベース整備を行う整備組織は、航空機を適切に検査するための航空機へのアクセス器材及び検査用の台又は足場（platforms/docking）を保有しなければならない。

(b) 整備組織は、全ての器材、工具及び特に試験装置が、当局が認める基準に従って利用可能な状態と正確性を保証するための一定の間隔で、適切に管理及び較正されることを確保しなければならない。整備組織は、このような較正の記録及び使用した標準への追跡が可能であること（traceability）を維持しなければならない。

145. A. 42 構成品の受入れ

(a) 整備組織は、全ての構成品を次の区分に分類し、適切に区別して管理しなければならない。

1. 良好な状態にあり、使用可能保証書（Authorised Release Certificate）（JMAR様式1）又はこれと同等の証明が付され、JMAR21サブパートQに従ってマーキングを受けた構成品
2. この2.に従って維持されなければならない使用不能な構成品（unserviceable components）

次のいずれかに該当する場合、構成品は使用不能と分類されなければならない。

- (i) 航空機整備プログラムに定める運用寿命（service life limit）に達した場合
- (ii) 該当する耐空性を改善するための指示及び当局が要求するその他の継続耐空性又は耐空性を維持するための要件に適合しない場合
- (iii) 構成品の耐空性の状況（airworthiness status）又は取付けに関する適格性（eligibility for installation）を判断するために必要な情報が欠如している場合

(iv) 異状又は機能不良の証拠が存在する場合

(v) 構成品の使用可能性に影響を及ぼす可能性のあるインシデント又は事故への関与

使用不能な構成品は、当該構成品の今後の取扱いが決定されるまで、整備組織の管理下で識別され、安全な場所に保管されなければならない。

3. JMAR145. A. 42の(d)に従って分類される再利用不能な構成品 (unsalvageable components)

整備組織は、再利用不能な構成品に関し、耐空性維持管理組織及び運用組織と協議の上、次のことを行わなければならない。

(i) 構成品の取扱いが決定がされるまで、整備組織の管理下で安全な場所に保管すること。

(ii) -

4. 航空機又は発動機、プロペラその他航空機の構成品に使用される標準部品であって、製造者の部品カタログ (illustrated parts catalogue) 又は整備資料に記載されているもの。

これらの部品には、該当する標準が明示された形 (traceable) で製造者による製造保証書 (declaration of conformity) が添付されていなければならない。

5. 整備の過程で使用される原材料であって消耗品であり、要求される仕様に適合し、かつ、適切に追跡が可能であると整備組織が認めたもの。

全ての資材には、特定の原材料を明示し、かつ、仕様への合致の保証並びに製造元及びサプライヤーの情報を含む文書が添付されていなければならない。

6. (不適用)

(b) 構成品の取付けに先立ち、整備組織は、当該構成品が、機体への取付けについて、適格性を有することを確認しなければならない。

(c) 整備組織は、整備組織解説に手順が明示されている場合に限り、その施設内又は当局が承認した他の施設において、整備に係る作業の過程で使用する部品の一部を製作することができる。

(d) 定められた設計寿命に達した構成品又は修理不可能な異状を含む構成品は、再利用不能な構成品に分類されなければならない。JMAR21に従い、定められた設計寿命が延長された場合又は修理方法が承認された場合を除き、構成品の供給システムへの再編入を認めてはならない。

(e) (不適用)

145. A. 45 整備資料

(a) 整備組織は、整備又は改造を実施するに当たり、該当する最新の整備資料を利用することができなければならない。かつ、利用しなければならない。「該当する」とは、整備組織の承認の条件に定める航空機、構成品又は特殊作業 (specialised service) に関連する全てのことをいう。

耐空性維持管理組織又は運用組織が提供する整備資料について、整備組織は、JMAR145. A. 55の(c)に適合する必要がある場合を除き、作業の実施時に当該資料を利用することができなければならない。

(b) JMAR145の適用上、該当する整備資料は、次のいずれかでなければならない。

1. 当局が発行し、又は提供する全ての要件、手続、運用上の指示又は情報のうち該当するもの

2. 耐空性を改善するための指示のうち該当するもの

3. 自衛隊型式証明の保有者、自衛隊追加型式証明の保有者又はJMAR21により要求されるその他の組織が発行する耐空性を維持するための指示書。輸入した航空機又は構成品の場合には、当該航空機又は構成品に責任を有する外国の組織が履行を義務付け、当局が受理した耐空性に関する資料
 4. 整備のための適切な標準として当局が認める整備に関する標準的な慣行 (maintenance standard practices) その他の該当する標準
 5. (d)に従って発行された該当する資料
- (c) 整備組織は、整備員が使用する整備資料に含まれる手順、慣行、情報又は整備指示の中に、不正確、不完全又は不明確なものを発見した場合には、これを記録し、整備資料の作成者に通知するための手順を確立しなければならない。
- (d) 整備組織は、整備組織解説に定める手順に従う場合に限り、整備指示を改訂することができる。これらの改訂に関し、整備組織は、これらの改訂が同等又は改善された整備に係る標準になることを証明するとともに、自衛隊型式証明又は自衛隊追加型式証明の保有者にその改訂を通知しなければならない。(c)及びこの(d)における「整備指示」とは、特定の整備作業の実施方法に関する指示を指し、修理又は改造のための設計を含まない。
- (e) 整備組織は、整備組織内の全ての関連部署において共通のワークカード又はワークシートを使用する体制を整えなければならない。整備組織は、ワークカード又はワークシートに、(b)及び(d)に定める整備資料の内容を正確に転記するか又は当該整備資料に含まれる特定の整備作業を正確に参照しなければならない。ワークカード又はワークシートは、承認されていない変更に対する十分な保護措置及び主要な電子データベースへの入力に24時間以内に更新されるバックアップの電子データベースに保存される仕組みの双方を備えることを条件として、コンピュータで作成し、電子データベースとして保存することができる。完了した整備作業を確実に記録するため、複雑な整備作業については、ワークカード又はワークシートに転記し、明確な段階に細分化されなければならない。
- 整備組織は、運用組織又は耐空性維持管理組織から委託されて整備作業を実施する場合であって、これらの組織が自身のワークカード又はワークシートの使用を要求する場合、これを使用することができる。該当する場合、整備組織は、運用組織又は耐空性維持管理組織のワークカード又はワークシートを正しく使用することを保証するための手順を確立しなければならない。
- (f) 整備組織は、整備員が必要とするときに、全ての該当する整備資料を容易に利用することができることを保証しなければならない。
- (g) 整備組織は、管理する整備資料が最新の状態に維持されることを保証するための手順を定めなければならない。運用組織又は耐空性維持管理組織が管理し、及び提供する整備資料については、整備組織は、全ての整備資料が最新であることを確認する運用組織若しくは耐空性維持管理組織からの書面を有すること、使用すべき整備資料の改訂番号を記した作業指示書を有すること又は使用すべき整備資料の改訂番号が運用組織若しくは耐空性維持管理組織の有する整備資料改訂一覧に記載されていることを示すことができなければならない。

145. A. 47 整備計画

- (a) 整備組織は、整備作業の安全な完了を保証するため、全ての必要な人員、器材、工具、資材、整備資料及び施設を利用できるように計画するための、業務の量や複雑性に応じた体制を有しなければならない。

- (b) 整備作業の計画及び交代制勤務の編成に当たっては、ヒューマン・パフォーマンスの限界を考慮しなければならない。
- (c) 交代勤務又は人事異動といった理由により、整備作業の継続又は完了を引き継ぐ必要がある場合には、関連する情報が下番する者と上番する者との間で十分に伝達されなければならない。

145. A. 48 整備の実施

- (a) 全ての整備は、JMAR145. A. 45の整備資料に規定されている方法、技術、標準及び指示に従い、資格を有する者によって実施されなければならない。
- (b) JMAR145に別の定めがある場合又は当局が同意した場合を除き、飛行の安全に影響を及ぼす整備作業の後は、独立した検査が行われなければならない。
- (c) JMAR145. A. 35に従って権限を付与された証明員のみが、必要に応じ耐空性維持管理組織と協議の上、JMAR145. A. 45の整備資料を用いて、航空機の異状が飛行の安全に深刻な影響を及ぼすものであるかどうかを判断し、当該判断を踏まえ、いかなる是正措置が次の飛行前にとられなければならない、いかなる是正措置が延期され得るのかを決定することができる。ただし、次の場合は、この限りでない。
 - 1. 当局が承認した運用許容基準（MEL）を使用する場合
 - 2. 航空機の異状が、当局によって許容可能なものと定義されている場合
- (d) 全ての整備の完了後、航空機又は構成品から全ての器材、工具その他無関係な部品及び資材が撤去されていること並びに取り外された全てのアクセスパネルが再取り付けされたことを保証するため、全般的な確認が実施されなければならない。

145. A. 50 整備の証明

- (a) 航空機及び構成品の整備作業完了証明は、JMAR145. A. 70に定める手続に従い、JMAR145. A. 45に定める整備資料の利用状況を考慮して、必要とされる全ての整備が適切に実施されたこと及び飛行の安全を損なうと考えられる不都合がないことが確認されたとき、承認整備組織を代表して、適切に権限を付与された証明員によって行われなければならない。
- (b) 航空機の整備作業完了証明は、全ての整備の完了後、飛行前に発行されなければならない。当該整備作業完了証明の発行は、整備の完了後の証明員による航空機の技術記録への署名をもって行うことができる。
- (c) 承認整備組織は、整備の間に特定された新たな異状又は不完全な整備作業指示について、運用組織又は耐空性維持管理組織に通知し、当該異状の是正又は不完全な整備作業指示を完全なものにするための合意を得なければならない。運用組織又は耐空性維持管理組織が、当該整備の実施を拒否した場合には、(e)の規定が適用される。
- (d) 構成品の整備作業完了証明は、航空機から取り外された構成品の整備が完了したときに発行されなければならない。使用可能保証書、すなわち、耐空性承認タグ（airworthiness approval tag）が、構成品の整備作業完了証明となる。承認整備組織が自ら使用するために構成品を整備する場合には、整備組織解説に定める内部の証明手順に応じ、使用可能保証書の発行を不要とすることができる。
- (e) (a)にかかわらず、承認整備組織が全ての整備作業を完了できない場合には、承認された航空機の制限の範囲内で整備作業完了証明を発行することができる。その場合、承認整備組織は、全ての整備作業が完了していない旨を

航空機の整備作業完了証明に記載しなければならない。未完了の作業の詳細については、適切に認定された証明員によって航空機の技術記録に記載されなければならない。

- (f) (a) 及び JMAR145. A. 42にかかわらず、適切な使用可能保証書を有する構成品が入手できないために航空機が主要運用基地以外の場所で出発できない場合、耐空性維持管理組織の承認を条件として、該当する全ての技術上及び運用上の要求に適合する他の保証書を有する構成品を一時的に取り付けることができる。当該構成品を取り付ける旨並びに (a) 及び JMAR145. A. 42の下で適切な使用可能保証書がその後に取得されない限り、耐空性維持管理組織が指定する時期までに当該構成品を取り外すべき旨を航空機の技術記録に記載しなければならない。

145. A. 55 整備の記録

- (a) 整備組織は、実施した整備作業の全ての詳細を記録しなければならない。承認整備組織は、少なくとも、整備作業完了証明のための全ての要件が満たされたことを証明するために、整備作業完了証明に係る全ての文書を含め、必要な記録を保存しなければならない。
- (b) 承認整備組織は、整備作業完了証明の写しを、実施した修理又は改造に使用した特定の修理又は改造に係る資料の写しとともに、耐空性維持管理組織に提供しなければならない。
- (c) 承認整備組織は、全ての詳細な整備記録及び関連する整備資料の写しを、当該航空機又は構成品の整備が完了した日の翌日から起算して3年間保存しなければならない。
1. この(c)における記録は、損傷、改ざん及び盗難から確実に保護される方法で保存されなければならない。当該記録は、保存期間中、判読及び利用可能な状態にしておかなければならない。
 2. コンピュータのバックアップ用のディスク又はテープ等は、作業用のディスク又はテープ等の保管場所とは異なる場所で、良好な状態が維持される環境で保管されなければならない。
 3. 承認整備組織の運用が終了した場合、過去3年間の全ての整備記録は、それぞれの航空機又は構成品に責任を有することとなった耐空性維持管理組織に移管されるか又は当局の指示に従い保存されなければならない。

145. A. 60 事象発生報告

- (a) 整備組織は、当局及び当局が求める全ての関係者に対し、飛行の安全に深刻な影響を及ぼす安全でない状態に至った又は至る可能性があるとして整備組織が特定した航空機又は構成品の状態を報告しなければならない。
- (b) 整備組織は、(a)の下で報告されるべき事象の評価 (assessment) 及び抽出を含め、事象発生報告の収集及び最終評価 (evaluation) を可能とするための組織内の事象報告制度 (細部は整備組織解説に定めるものとする。) を確立しなければならない。このための手順には、好ましくない傾向及び発生した欠陥に対処するために整備組織によって取られた是正措置又は今後取られるべき是正措置を特定し、かつ、事象の発生に関する全ての知り得た情報の評価及び必要に応じて当該情報を関係者に通知するための方法を含めなければならない。
- (c) 整備組織は、当局の定める事象発生報告書 (JMAR様式44) を当局に提出することにより報告を行わなければならない。当該報告には、整備組織が把握している状況及び評価結果に関する全ての関連情報を含めなければならない。

- (d) 整備組織は、航空機又は構成品に影響を及ぼす全ての状況を運用組織及び耐空性維持管理組織に報告しなければならない。
- (e) 整備組織は、報告に係る状況を特定してから遅くとも 72 時間以内に事象発生報告を行わなければならない。

145. A. 65 安全及び品質管理の方針並びに整備手順及び品質管理システム

- (a) 整備組織は、安全及び品質管理に関する方針を定め、整備組織解説に含めなければならない。
- (b) 整備組織は、良好な整備の慣行 (maintenance practice) 及びJMAR145との適合性を保証するため、ヒューマン・ファクターズ及びヒューマン・パフォーマンスを考慮した上で、当局が同意する整備手順を定めなければならない。当該手順には、JMAR145. A. 50に従って、航空機及び構成品の整備作業完了証明が行われるよう明確な作業指示又は契約を含めなければならない。
 - 1. この(b)の整備手順は、JMAR145. A. 25からJMAR145. A. 95までに適用される。
 - 2. この(b)の下で整備組織が定めた又は今後定める整備手順は、特殊作業の実施及び管理を含め、整備活動の実施に関する全ての側面を対象とするとともに、整備組織が整備作業を実施する際に従う標準を定めなければならない。
 - 3. 航空機のライン整備及びベース整備に関し、整備組織は、複数のエラーの発生を最小限に抑え、重要システム (critical system) におけるエラーを発見するための手順を定めなければならない。かつ、特定の整備点検の際に、同一の航空機の複数のシステムに取り付けられる同一の型式の複数の構成品の分解又は組立ての一部を含む整備作業について、同一人物がその作業及び検査の両方の実施を求められないことを保証する手順を定めなければならない。ただし、当該整備作業を実施できる者が1名しかいない場合には、整備組織のワークカード又はワークシートに、全ての同じ作業の完了後に当該者が作業を再検査するための追加の手順を含めなければならない。
 - 4. JMAR M. A. 304に定める資料を用いて、損傷を評価し、改造又は修理を実施することを保証する整備手順が定められなければならない。
- (c) 整備組織は、次の事項を含む品質管理システムを確立しなければならない。
 - 1. 航空機及び構成品の標準への適合性と良好な整備慣行及び耐空性を備えた航空機及び構成品を保証するための手順の妥当性を監視する独立の監査
 - 2. 1.の独立の監査による報告に対し、適時適切に是正措置がとられることを保証するための、JMAR145. A. 30の(b)に定める整備責任者、最終的に整備組織最高責任者に対する品質管理に反映するための報告制度
- (d) 整備組織は、整備員が、品質管理に係る活動において作成等される文書を利用できること及びその業務に関連する手順に精通することを保証しなければならない。
- (e) 組織が複数の組織承認を得ている場合には、それぞれの品質管理システムを統合することができる。

145. A. 70 整備組織解説 (MOE)

- (a) 「整備組織解説」とは、承認の対象となる業務の範囲を特定し、整備組織がどのようにJMAR145に適合しようとしているかを示す文書をいう。整備組織は、次の情報を含む整備組織解説を当局に提出しなければならない。

1. 整備組織解説及び整備組織解説において参照される関連マニュアルについて、整備組織がJMAR145に適合していることが示されていること並びに常に整備組織解説及び関連マニュアルを常に遵守する旨を確認する声明（statement）であって、整備組織最高責任者が署名したもの。整備組織最高責任者が当該整備組織の最高経営責任者又は上級の指揮官（senior military commander）でない場合は、最高経営責任者又は上級の指揮官が副署しなければならない。
 2. JMAR145. A. 65に定める整備組織の安全及び品質管理に関する方針
 3. JMAR145. A. 30の(b)に従い指名された者の役職名及び氏名
 4. 整備組織を代表して当局と直接調整する事項を含むJMAR145. A. 30の(b)に従い指名された者の任務及び責任
 5. JMAR145. A. 30の(b)に従い指名された者の間における責任の系統を示す組織図
 6. 証明員の名簿
 7. 人的資源（manpower resources）の一般的な説明
 8. 整備組織承認書に記載された所在地ごとの施設の一般的な説明
 9. 整備組織の承認の対象となる業務の範囲
 10. 整備組織の変更に関するJMAR145. A. 85の通知手順
 11. 整備組織解説の改訂手順
 12. JMAR145. A. 25からJMAR145. A. 90までの規定に従い整備組織が確立した業務の手順及び品質管理システム
 13. 整備組織が航空機整備作業を提供する運用組織及び耐空性維持管理組織の一覧
 14. 該当する場合は、JMAR145. A. 75の(b)に定める業務を委託する組織の一覧
 15. 該当する場合は、JMAR145. A. 75の(d)に定めるライン整備の実施場所の一覧
 16. 該当する場合は、業務を委託する組織であってJMAR145の承認を受けたものの一覧
- (b) 整備組織解説は、整備組織の最新の状況を反映するため、必要に応じて改訂されなければならない。整備組織解説及びその改訂は、当局による承認を受けなければならない。整備組織解説及びその改訂の申請は、整備組織解説・耐空性維持管理組織解説の承認・改訂の承認申請書（JMAR様式114）を当局に提出することにより行い、整備組織解説の承認は、整備組織解説承認書（JMAR様式116）を当局が交付することにより行う。
- (c) (b)にかかわらず、整備組織解説の軽微な改訂については、改訂手順に記載した整備組織解説の承認を通じて承認を受けることができる。
- (d) —
- (e) —

145. A. 75 承認整備組織の特権

整備組織解説の定めるところに従って、承認整備組織は、次の業務を行う特権を有する。

- (a) 整備組織承認書に記載された全ての航空機及び構成品について、当該承認書及び整備組織解説において特定された場所で整備を行うこと。
- (b) 整備組織承認書に記載された全ての航空機及び構成品の整備について、その一部を、承認整備組織の品質管理システムの下で、他の整備組織が実施する態勢を整えること。この整備は、JMAR145の下で適切な承認を受けていな

い整備組織により実施される整備であって、JMAR 145. A. 65の(b)の手順の下で認められた作業範囲に限定されるものをいう。この作業範囲には、航空機のベース整備点検又は発動機若しくは発動機モジュールの完全なショッパ整備点検若しくはオーバーホールは含まれない。承認整備組織は、誰が委託先であるかにかかわらず、全ての整備活動について責任を負う。承認整備組織は、作業を委託する全ての整備組織を整備組織解説に記載しなければならない。

- (c) 整備組織承認書に記載された全ての航空機及び構成品について、整備組織解説に定める条件の下で、航空機が使用不能な場合又は臨時にライン整備を支援する必要がある場合に限り、当該承認書に記載されていない場所で整備を行うこと。
- (d) 整備組織承認書に記載された航空機又は構成品について、ライン整備を実施する場所であって、軽微な整備を支援できる場所として特定された場所で整備を行うこと。ただし、整備組織解説がその活動を認め、かつ、その場所を記載している場合に限る。
- (e) JMAR145. A. 50に従い、整備が完了した場合に、整備作業完了証明を行うこと。

145. A. 80 承認整備組織に関する制限

承認整備組織は、全ての必要な施設、器材、工具、資材、整備資料及び証明員が利用可能である場合でなければ、承認を受けた航空機又は構成品の整備を行ってはならない。

145. A. 85 承認整備組織の変更

承認整備組織は、次の変更を行う場合には、整備組織が引き続きJMAR145に適合できるかを当局が判断し、必要に応じ、整備組織承認書を修正することができるよう、実際に変更を行う前に、当局に変更案を通知しなければならない。ただし、事前に管理者が承知していない人事異動の場合には、これらの変更は事後でもよいが、可及的速やかに当局に通知されなければならない。

1. 承認整備組織の名称
2. 承認整備組織の主要な所在地
3. 承認整備組織のその他の所在地
4. 整備組織最高責任者及びその全ての代理者
5. JMAR145. A. 30の(b)の下で指名された整備責任者及びその全ての代理者
6. 承認に影響を及ぼし得る施設、器材、工具、資材、手順、作業範囲又は証明員
7. 承認整備組織の所有者又はその親会社

145. A. 90 承認の継続的な有効性

- (a) 整備組織の承認の有効期間は、無期限とし、次の全ての条件を満たす場合に限り、効力を有し続けるものとする。
 1. 承認整備組織が、JMAR145に継続して適合していること及び当局からの指摘事項に対し適切に対応すること。
 2. JMAR145に継続的に適合していることを確認するため、当局が承認整備組織に対する監査等を行えること。
 3. 承認が放棄され、又は取り消されていないこと。
- (b) 承認整備組織は、承認を放棄した場合又は承認が取り消された場合には、整備組織承認書を当局に返納しなければならない。

145. A. 95 当局による承認整備組織に関する指摘事項

- (a) 承認整備組織は、当局による監査により、指摘事項を通知された場合は、次のことを行わなければならない。
1. 不適合の根本原因を特定すること。
 2. 是正措置の計画を策定すること。
 3. 当局が要求する期間内に、当局が納得できる是正措置を実施したことを証明すること。
- (b) レベル 1 指摘事項とは、安全水準の低下につながり、飛行の安全に深刻な影響を及ぼすJMAR145の要件への重大な不適合をいう。レベル 1 指摘事項の程度に応じ、承認整備組織による有効な是正措置が取られるまでの間、当局は、直ちに、完全な若しくは部分的な承認の取消し、制限又は一時停止を行うものとする。
- (c) レベル 2 指摘事項とは、安全水準の低下につながり、飛行の安全に深刻な影響を及ぼす可能性のあるJMAR145の要件への不適合をいう。
- (d) 承認整備組織がJMAR145. A. 95の(a)に定める是正措置を実施しない場合、当局は、完全な又は部分的な承認の一時停止を行うものとする。

附属書1 使用可能保証書（JMAR様式1）

使用可能保証書（JMAR様式1）は、JMAR様式集に含まれる。

附属書2 承認整備組織の種類（class）及び限定（rating）

1. 表 1 は、JMAR145の下で承認が可能な最大の範囲を示したものである。整備組織は、制限付きの 1 つの種類及び限定から、制限付きの全ての種類及び限定までのあらゆる承認を取得することが可能である。

表 1 種類及び限定

種類	限定	対応するS1000D (※) の章
航空機 (AIRCRAFT)	A1 最大離陸重量が5,700kgを超える飛行機 (Aeroplanes/above 5,700kg)	—
	A2 最大離陸重量が5,700kg以下の飛行機 (Aeroplanes/5,700kg and below)	—
	A3 回転翼航空機 (Helicopters)	—
	A4 A1からA3以外の航空機 (Aircraft other than A1,A2 and A3)	—
発動機又は補助動力装置 (ENGINES/APU)	B1 タービン発動機 (Turbine)	—
	B2 ピストン発動機 (Piston)	—
	B3 補助動力装置 (APU)	—
構成品（完全な発動機及び補助	C1 空調又は与圧系統 (Air Cond & Press)	21

動力装置を除く。
。)
(COMPONENTS other than complete engines or APU's)

C2	自動操縦系統 (Auto Flight)	22
C3	通信機器及び航法機器 (Comms and Nav)	23、34、43
C4	ドア又はハッチ (Doors - Hatches)	52
C5	電気系統及び照明 (Electrical Power & Lights)	24、33、91
C6	座席その他の航空機内に備え付けられる構成品 (Equipment)	25、38、45、50
C7	発動機又は補助動力装置の構成品 (Engine - APU)	49、71～83、86
C8	操縦系統 (Flight Controls)	27、55、57-40、57-50、57-70
C9	燃料系統 (Fuel - Airframe)	28、48
C10	回転翼航空機の回転翼 (ローター) (Helicopter - Rotors)	62、64、66、67
C11	回転翼航空機のトランスミッション (Helicopter - Trans)	63、65
C12	油圧系統 (Hydraulic Power)	29
C13	表示又は記録装置 (Indicating - recording system)	31、46
C14	着陸装置 (Landing Gear)	32、90
C15	酸素系統 (Oxygen)	35、47
C16	プロペラ (Propellers)	61
C17	抽気又は真空系統 (Pneumatic & Vacuum)	36、37
C18	防氷、防水又は防火系統 (Protection ice/rain/fire)	26、30
C19	窓 (Windows)	56
C20	構造部材 (Structural)	53、54、57-10、57-20、57-30
C21	ウォーターバラスト (Water Ballast)	41
C22	推力増加装置 (Propulsion Augmentation)	84
C51	戦闘システム (Attack systems)	39、40、42
C52	レーダー又は警戒監視装置の構成品 (Radar/ Surveillance)	92、93
C53	武装システム (Weapons systems)	94
C54	航空機乗組員の脱出又は安全装置 (Crew escape & Safety)	95
C55	遠隔操縦航空機・テレメトリ (Drones/Telemetry)	96-00、96-30、96-40
C56	偵察用機器 (Reconnaissance)	97、98

	C57 電子戦装置 (Electronic warfare)	99
特殊作業 (SPECIALISED SERVICES)	D1 非破壊試験 (Non-Destructive Testing)	—
	D5 武器、弾薬、点火装置 (Arms, Munitions and Pyrotechnic Systems Specific)	—

※S1000D：マニュアルを作成等するための国際標準規格

2. 表 1 に加えて、JMAR145. A. 20に基づき、承認整備組織は、整備組織解説にその業務の範囲を示すことが要求されている。11.を参照すること。
3. 当局の承認を受けた種類及び限定の範囲内において、整備組織解説に記載される業務の範囲は、承認の正確な範囲を定義する。したがって、承認される航空機等の種類及び限定と整備組織の業務の範囲は整合していることが必要である。
4. 「カテゴリーA」の種類及び限定については、承認整備組織は、航空機の整備資料又は当局が同意するときは構成品の整備資料に基づき、当該構成品が航空機に装備されている間に限り、航空機及び構成品（発動機及び補助動力装置（以下「APU」という。）を含む。）の整備を実施することができる。

「カテゴリーA」の承認整備組織は、構成品へのアクセスを容易にすることを目的として、当該構成品の取り外しにより、追加の整備が必要となる場合を除き、整備のため一時的に当該構成品を取り外すことができる。これは、当局の承認を受けた整備組織解説に記載された管理手順に従わなければならない。制限（limitation）は、そのような整備の範囲を明記することにより、承認の正確な範囲を示さなければならない。

5. 「カテゴリーB」の種類及び限定については、承認整備組織は、取り卸された発動機又はAPU及びそれらの構成品について、発動機又はAPUの整備資料に基づき、かつ、当局が同意するときは、当該構成品が発動機又はAPUに取り付けられている場合に限り、当該構成品の整備資料に基づき、整備を実施することができる。

「カテゴリーB」の承認整備組織は、構成品へのアクセスを容易にすることを目的として、当該構成品の取り外しにより、追加の整備が必要となる場合を除き、整備のため一時的に当該構成品を取り外すことができる。制限は、そのような整備の範囲を明記することにより、承認の正確な範囲を示さなければならない。

「カテゴリーB」の承認整備組織は、当局の承認を受けた整備組織解説の手順に従って、ライン整備又はベース整備の期間中、航空機に装備された発動機の整備を実施することができる。整備組織解説に記載される業務の範囲は、当局が許可したこのような業務の範囲を正確に反映しなければならない。

6. 「カテゴリーC」の種類及び限定については、承認整備組織は、航空機又は発動機若しくはAPUに取り付けられる構成品（発動機及びAPUを除く。）の整備を実施することができる。制限は、そのような整備の範囲を明記することにより、承認の正確な範囲を示さなければならない。

「カテゴリーC」の承認整備組織は、当局の承認を受けた整備組織解説の管理手順に従って、航空機のライン整備又はベース整備の期間中又は発動機若しくはAPUの整備施設において、取り付けられた構成品の整備を実施することができる。整備組織解説に記載される業務の範囲は、当局が承認した業務

の範囲を正確に反映しなければならない。

7. 「カテゴリーD」は、特定の航空機、発動機又はその他の構成品に必ずしも関連しない自己完結する種類及び限定をいう。「D1 非破壊試験」の限定は、他の整備組織に対して非破壊試験を実施する承認整備組織のみに必要なものである。

「カテゴリーA」、「カテゴリーB」又は「カテゴリーC」の承認整備組織は、D1の種類承認を受けることなく、非破壊試験の手順を定めた整備組織解説に従い、整備を実施する製品について、非破壊試験を実施することができる。
8. 「カテゴリーA」の種類及び限定は、「ベース整備」又は「ライン整備」に細分される。整備組織は、「ベース整備」若しくは「ライン整備」又はその両方の整備について承認を受けることができる。主要運用基地に所在する「ライン整備」のための施設については、「ライン整備」の承認を受ける必要があることに注意しなければならない。
9. 制限事項は、当局が、特定の整備組織についての承認に関し、その承認の範囲を必要に応じて柔軟に変更できるようにするためのものである。
10. —
11. 頻繁に更新される可能性のある能力一覧表（capability list）が使用される場合、当該更新は、当局が受け入れることができ、整備組織解説に記載された手順に従って行われなければならない。この手順には、能力一覧表の更新の管理に係る責任者及び更新に必要な措置について定められなければならない。この措置には、能力一覧表に追加される製品又は作業（service）について、JMAR145への適合性を確保することが含まれる。
12. （不適用）

附属書3 JMAR様式3

整備組織承認書（JMAR様式3）は、JMAR様式集に含まれる。

附属書4 （不適用）